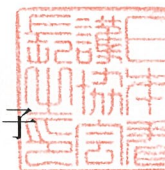


平成31年4月25日

厚生労働省
健康局長 宇都宮 啓 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



2020年度予算・政策に関する要望書

近年、急激な少子・高齢化の進行に伴い生活習慣病予防や重症化防止、生活を営むために必要な機能の維持・向上等による健康寿命の延伸の実現が、ますます重要となっています。

また、地域力の弱体化、孤立化等社会の変化に伴う地域の子育て力の低下は、虐待等重大な事態を引き起こしていることから、児童虐待防止対策体制総合強化プランが国から打ち出され、全ての児童相談所に保健師を配置することが示されました。

精神保健福祉施策についても、精神障害者の地域移行・地域定着に向け、入退院支援の推進が求められるなど、保健師を必要とする領域、部署はますます拡大しています。

これらを鑑み、各自治体における保健師の計画的な人材確保および適正な配置をはじめとし、自治体の保健活動をより効果的、継続的に展開するため、統括保健師の配置、人材育成が必要です。

つきましては、次の事項の実現を図られますよう、強く要望いたします。

要 望 事 項

1. 自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進
2. 市町村の統括保健師の配置および人材育成計画の策定の推進

要望1

自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進

1)自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置が推進されるよう、自治体に向け強く働きかけられたい。

【自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進】

- 都道府県保健師は、保健所に就業する保健師数は横ばいのまま推移しているが、以下のように役割の拡大が見込まれるため、計画的な採用が求められる。地方交付税の活用をさらに促し、配置転換等による充当ではなく、増員による体制整備を図られることが必要である。
 - ・児童虐待防止対策総合強化プランにおいて、すべての児童相談所に保健師配置が盛り込まれ、今後、さらに70人程度の増員が求められている。
 - ・平成30年10月29日の事務連絡「措置入院患者の退院後支援について」で各自治体に周知されており、措置入院患者の方々に対する退院後支援の取組みが求められている。措置入院患者の方々の地域移行・定着促進するためには、保健所の保健師による関係機関との協議の場の設定や調整等の役割が付加される。
- 市町村保健師は、子育て世代包括支援センター設置の努力義務化や、後期高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の委託が見込まれる等、市町村保健師の業務内容の拡大にともない、増員による人材の確保は不可欠である。
- 近年の災害支援など健康危機管理に関する行政の対応については、災害発生時の迅速な対応、復旧復興への長期支援のほか、平時からの予防的対策が急務であり、自治体の活動が期待されている。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化				
	2017年度実績		2022年度目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	140人	→	各児童相談所※2	+ 70人程度
合計	4,730人	→	7,620人	+ 2,890人程度

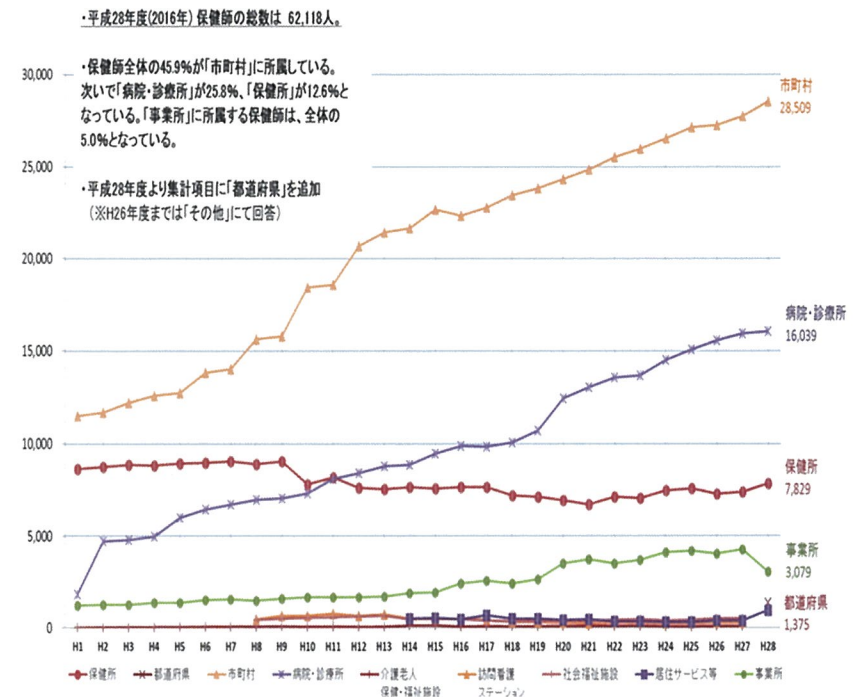
※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで

市町村の体制強化			
	2018年度実績		2022年度目標
子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

出典：社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ（第6回）



出典：平成29年度 看護関係統計資料集（H30年5月発行）

要望2

市町村の統括保健師の配置および人材育成計画の策定の推進

- 1) 市町村の統括保健師の配置を推進されたい
- 2) 計画的な人材育成が図られるよう、各自治体の状況に応じた人材育成計画の策定を推進されたい

1) 市町村統括保健師の配置の推進および人材育成

- 更なる保健活動の推進、専門的な能力向上に向けて、市町村の統括保健師の配置を推進していくことが必要
- 統括的な役割を担う保健師の配置は、都道府県では平成30年度は47自治体すべて配置されているが、市区町村では全市区町村の53.0%に留まっている。
- 統括保健師の配置によって、専門的能力向上に向けた人材育成が可能になったことや、分散配置保健師に対する支援、情報集約・発信の役割・責任の明確化、保健事業の連携や推進、危機管理時の対応等、様々な効果が報告されている(引用:厚生労働省HP/地域における保健師の保健活動に関する指針の活用状況に係る調査/全国保健師長会/平成27年)

2) 各自治体における人材育成計画の策定の推進

- 平成28年3月に「保健師にかかる研修のあり方等に関する検討会最終取りまとめ(厚生労働省)」において、自治体保健師のキャリアラダーが示された。これに基づき、本会では平成29・30年度に先駆的保健活動交流推進事業の一環として「自治体保健師のキャリア形成支援事業」に取組み、市町村の人材育成について、都道府県による支援ポイントをまとめた。
- 市町村保健師のキャリアラダー作成が進んでない実態がある。

統括的な役割を担う保健師を配置している自治体数

	平成30年度	平成29年度	対29年度増減 () 増減率
都道府県 (n=47)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	1 (+2.2%)
市町村 (n=1,741)	922 (53.0%)	866 (49.7%)	56 (+6.5%)
内 保健所設置市 (H29 n=74 H30 n=80)	62 (77.5%)	56 (75.7%)	6 (+10.7%)
特別区 (n=23)	11 (47.8%)	9 (39.1%)	2 (+22.2%)
市町村 (H29 n=1,644 H30 n=1,638)	849 (51.8%)	801 (48.7%)	48 (+6.0%)

自治体独自の保健師キャリアラダー作成状況 平成29年度

	作成している	作成中	作成していない	計
都道府県	19自治体 (40.4%)	13自治体 (27.7%)	15自治体 (31.9%)	47自治体
保健所設置市 および特別区	28自治体 (28.9%)	17自治体 (17.5%)	52自治体 (53.6%)	97自治体

平成30年度

	作成している	作成していない		無回答	計
		作成中	未定		
市町村	127自治体 (8.6%)	1,335自治体 (90.6%)	23自治体	1,312自治体	1,474自治体

出典：厚生労働省 平成30年度保健師活動領域調査

出典：厚生労働省「保健師の人材育成に関する調査結果(速報値)」